

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は，広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は，概ね 20 年とします。

2.2 洪水，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては，概ね 10 年に 1 回発生すると予測される流量について，河川からの越水による家屋浸水被害が生じないように河川改修を行います。さらに，河口部においては高潮対策により沿岸地域の浸水被害を防止します。

また，想定される規模を超える洪水や高潮及び整備途上における施設能力以上の洪水などによる被害を最小限に抑えるため，関係機関や沿川住民と連携し，情報伝達方法や警戒避難体制等の整備，さらにハザードマップを作成する自治体の支援を行っていきます。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては，関係機関と連携し，水利用の適正化や取水堰の統廃合などの効率化を図り，流況改善に努めます。

また，今後の都市化等により平常時の水量への影響が懸念されることから，継続的な河川の流況把握に努めます。

さらに，異常湧水時には河川パトロール等による情報収集や関係諸機関への情報提供を行い，円滑な湧水調整に努めます。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては，大野町市街地における貴重な自然空間として地元住民に親しまれるよう，親水性や景観に配慮する等，水辺に近づきやすい河川整備に努めます。

河道改修を行う際は，アユやメダカ等の良好な生息場所となっている水際の植生や瀬，淵を復元するなど，地域毎の動植物の生息・生育環境の特性を踏まえ，河道及び周辺自然環境に配慮した整備に努めます。

さらに，永慶寺川の現状の河川環境に関する広報を行い，住民が河川に興味を持ち，親しめるような川づくりを進めることや，河川愛護の啓発・促進を図ります。